

愛知地方最低賃金審議会
第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和6年10月9日(水) 午前9時30分～午前11時45分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館2階 北大会議室

出席者

(公益代表委員) 鈴木部会長、水野部会長代理、中山委員

(労働者代表委員) 寺田委員、近藤委員、山本委員

(使用者代表委員) 岡安委員、北島委員、竹内委員

(事務局) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、大口賃金指導官、佐藤監督官、吉田賃金調査員

議 題 (1) 令和6年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について

(2) その他

○大口賃金指導官

それでは定刻となりましたのでただ今より第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお当部会の業種名につきましては、以降鉄鋼業と略称で呼ばせていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして、資料目次記載のNo.1からNo.3を配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。また、本日配付いたしました資料No.1からNo.3は前回配付したものと同一ものとなります。本日の専門部会は公開となっております。なお取材、傍聴の申し込みはありませんでしたことを合わせて御報告をさせていただきます。

それでは、以降の議事進行を鈴木部会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○鈴木部会長

おはようございます。それでは、ただ今より第3回愛知県鉄鋼業専門部会を始めます。事務局は委員の出欠状況を報告してください。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名の委員全員が御出席、労働者代表委員は3名の委員全員が御出席、使用者代表委員は3名の委員全員が御出席となっております。委員定数9名中9名の御出席がされております。また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○鈴木部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がありました。それでは、議事を進めたいと思います。

議題(1)「令和6年度愛知県鉄鋼業最低賃金の改正について」に入ります。

前回までに専門部会において労使双方から基本的な意見表明をいただいております。労働者側からは71円、使用者側からは41円の引上げ額の具体的な御提示があり、労使双方の金額には30円の開きがあり、公益委員の考え方を説明させていただきまして、各側で持ち帰り再検討をしていただくようお願いをしておりました。

本日は改正金額を含め、改めて現時点での労使各側のお考えをお伺いしたいと思っております。それでは労働者代表委員お願いいたします。

○寺田委員

おはようございます。我々としてはこれまでの数字と今のところ変更はありません。しかし、これまでの議論を含めてしっかりと本日議論をさせていただければと思っています。よろしくをお願いいたします。以上となります。

○鈴木部会長

続きまして使用者代表委員お願いいたします。

○岡安委員

41円というところは変わらないところでございますけれども、若干どのような意図で申し上げているかというのを再度繰り返させていただきますと、41円という前年の基準に前年からの環境変化等を加味して、増減の両面できちんと議論したうえで今年の適正な水準を決定できればと思っていますので、両面あるかと思っております。

非常に厳しい価格転嫁の状況、一方物価の上昇と両面があるかと思っておりますので、それらを総合的に加味したうえでどのような水準にもっていくのか、そのような議論を今日できればというふうに思っています。よろしくをお願いいたします。

○鈴木部会長

はいありがとうございます。労働者側委員、使用者側委員から御意見、お考えが示されましたが、お互いに確認したいことや御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

ただ今労使双方から御意見を伺いましたが、改正額の一致には至っておりませんので、いったん休会して個別の打ち合わせを行いますかよろしいでしょうか。

(同 意)

○鈴木部会長

はいそれでは一旦本部会を休会といたします。

○大口賃金指導官

それでは事務局が御案内させていただきますので、各委員の方は御移動をお願いいたします。まず、労働者側委員のほうからです。

○鈴木部会長

まず労働者側とお話させていただきたいので、すぐ伺います。

○大口賃金指導官

では続きまして使用者側委員の方御移動をお願いいたします。

(休 会)

○鈴木部会長

それでは専門部会を再開いたします。先ほど個別の打合せで御説明しましたが、労側の方から資料の御提出がありましたので、資料の御説明を改めて専門部会の場でお願いしたいと思います。ではよろしくお願いいたします。

○近藤委員

冒頭の専門部会の中で御説明できなくて申し訳ありませんでした。今回第3回目で、労働者側から資料を数点用意、準備させていただいておりますので、まず私のほうからこのグラフのついた資料と、また法人企業統計調査、こちらの説明をさせていただきます。

まず、第2回目、使用者側の方から同じ法人企業統計調査についてご報告をいただきました。あえていいますと使用者1のページになりますが、こちらの方でも前回の御説明の中で、大企業については売上、営業利益率ともに上がっている中で、中小企業は横ばいということで御説明いただいたこの内容についてはその通りだと考えております。

ただ、これは中小企業全般の全体の動向というところもありましたので、今回労働者側からは、追加でお示しした同じ記述の法人企業統計の、鉄鋼業に限った1億円未満の規模で統計を取り直しさせていただいたものを付けさせていただいたところがございます。

当然売上高というところは、中小企業全体の鉄鋼業に限ったというところで、規模、数としては変わってくるものではございますが、営業利益率を見ていただきますと、中小企業全体でいけば2%前後で推移しているのが現状だと思っておりますが、右側の鉄鋼業で見ていただきますと、2023年度では4%弱まで回復しているところがございます。

当然コロナ禍からのこの数年で大きく回復しているというところで、数字としても出ているところでありますが、やはりここについては前回労働者側から第2回でお示した価格転嫁というところでは、鉄鋼業は今ほかの産業よりも精力的に価格転嫁を進めているというところもありまして、その影響も当期利益率というところで、中小企業全般に比べて倍の4%近くまで行っているというところと、また売上というところでもこの資料を見ていただきたいのですが、過去20年分の推移ということで出しています。

今鉄鋼生産量自体はコロナ前まで回復していなくて、緩やかに回復基調にあるもののまだまだ生産量としては、自動車の不正認証だとか検証等々のまだまだ厳しい状況もありまして、完全回復していない中でも、売上高自体は過去20年を見ていただいても、それなりに、高位の水準にあると見て取れるかと思っております。これは価格転嫁がすべて反映した結果なのかなと思っておりますし、また利益というところも、過去20年比較しても決して利益としても低い水準にはなく高い部類になると思っております。

参考までに1億円未満から5千万、2千万、1千万ということで、各中小零細の今の統計データをとってまいりましたが、どこの企業規模に関しましても同じような傾向が出ているのかなというところで、ここは鉄鋼業に限ったというところで参考資料として今回提出させていただきました。御理解をいただければというふうに労働者側としては思っているところがございます。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明に対して御質問等ございますでしょうか。

○岡安委員

資料の見方に関する事なのですけれども、カラーの1枚物の、資料の右側の御説明

いただいた部分で、現状利益率、営業利益が4%近くまで回復してきているというところでございますね。この右のほうのグラフのメモリを見ますと、マイナスまで振れていて、企業全体のほうだと、一番下がゼロから始まっていて、こっちはマイナスまでであるというところで、すなわちこの谷の部分においては、営業利益はマイナスになっている。これは業界全体としてはマイナスになっている時期があるということで間違いはないですよ。2020年と2009年ですか、この辺ですが。

全体の合計ですよ、平均値ではなくて。

○近藤委員

鉄鋼業の1億円未満で計算してとったグラフということになるような、平均値と売上は、数字があまりに数字が大きすぎるものだから、売上高のほうは、これは業界の、このカラーの資料で行くと1億円未満のところのトータルということですよ。

○岡安委員

トータルということですよ。

○近藤委員

業界として、全体を足してもマイナスの営業利益にしかならなかった年は、この20年間で2回あったということですよ。なので、他の業界、中小全体で見た場合には、さすがに営業利益マイナスという年は、このグラフの範囲の中ではなかったのに対して、鉄鋼業はマイナスまでブレ、ブレ幅が大きい業界だなということが示されているという面もあるのかなということだと思っております。

○北島委員

今お話の中に、鉄鋼業の価格転嫁は他の業種に比べて進んでいるというお話だったのですが、その価格転嫁の中は、全体の中に素材の価格も入っているということですよ。素材といわゆる人件費とか加工賃とかあるのですが、その価格全体ということの中には、素材の価格も含めての価格ということですよ。

○近藤委員

当然価格転嫁については、個社がユーザーに対して行うもので、それぞれ違うと思うのですが、もちろん原材料、去年はエネルギー、今年については人件費、輸送費、そういったところで、鉄鋼業全体で元々は原料を含めたところから始まったのが、どんどんエネルギー、人件費、輸送費ということで、今まさに取り組んでいるところであります、当然客先との関係、交渉事になりますので、全体で進んでいるかということ当然そう

いうわけではないと思いますが、先ほど言いましたように、産業全体の傾向としては、前回は説明させていただきましたが、川上工程である鉄鋼業は他の産業よりもまだ理解を得られている部分もあって、若干なりとも優位性はあるというような認識です。

○北島委員

私が言いたいのは、価格の中に素材、いわゆる原材料というのが、川上なのでかなりの部分が占められていると思うのです。我々も自動車メーカーさんに説明するときに、素材のいわゆる原材料価格は公表されているので大体の組み合わせがあるので、そこはメーカーさんも了解してくれているのです。

問題は、そこからの加工賃とか、燃料費とか、人件費とか、副資材のところなのですけれども、そこがなかなか難しいという話をされていて、鉄鋼の業界でいうと、価格全体に占める素材の売り上げというのはかなり高いと思うので、それは他の業種に比べて利益が上がると思っているので、鉄鋼業が他の業種に比べて原価率が高いのは、素材価格の比率が高いので原価率が高いのではないかなというふうな私は認識しているのですけどいかがですか。

○近藤委員

そうだと思います。ただそれすらも確保できなかったところが、原料を含めていろいろな分野の価格転嫁を進めていこうというのが我々として鉄鋼業全体の流れだと思っていますので、まだ十分ではない状況だというふうに思いますが、それも含めて原料の部分は大きい、そういうふうに思います。

○北島委員

素材メーカーさんから我々二次加工のところは鉄鋼の世界なのですけれども、我々から自動車メーカーさんに行くと、鉄鋼の理論だけではないので、自動車とか、そういう販売、そういうマーケット市況の問題になってくるので、そこは若干物差しが変わってくるということは御理解いただけるでしょうか。

○鈴木部会長

はい、よろしいですか。他にございますでしょうか。

よろしいですか。そうしましたら改めてここでいったん休会とさせていただきます。公益委員でも今の資料を改めて検討させていただきます。検討後に個別の打合せを行いたいと思います。では、いったん休会いたします。

○大口賃金指導官

では、それぞれ各委員の皆様は控室にお戻りいただいておりますのでよろしいでしょうか。事務局のほうでご案内しますので、労働者委員の方から御移動のほうをよろしくお願いいたします。

(休 会)

○鈴木部会長

それでは専門部会を再開いたします。ただ今個別の打ち合わせにより、労使双方からお考えを伺いました。各側より打合せ内容を踏まえまして、金額など改めて主張する点及び問題点、妥協点など御意見を伺いたしたいと思います。まず、労働者代表委員の方からお願いいたします。

○寺田委員

私たちは 71 円ということで主張させていただき、愛知県の春闘の公表結果から、鉄鋼業の結果を用いまして 2 年間の平均をとったところ、58 円ということでお話をさせていただいてきました。

労使双方に歩み寄りが進んで来たけれども、まだ乖離があるとお聞きしています。労側としては、公益案が後ほど示されるということでもありますので、聞いたうえで最後の判断をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございました。引き続き使用者代表委員お願いいたします。

○岡安委員

使用者側としましては、41 円を基準にというようなお話を冒頭で申し上げたのですが、それもいろいろ議論をしていく中で、愛知県の最低賃金の引上げ金額である 50 円まででしたら、考えうるかなというところがございます。以上です。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。ただ今労使双方から改めてお考えをお伺いしましたが、いまだに隔たりがある状況でございます。公益委員としていろいろ検討しましたが、これを埋めることができませんでした。

このため公益委員案をお示しして採決を行うこととしたいと思います。公益委員案をお示しするのに少々時間がかかりますのでしばらくお待ちください。

(公益委員(案)準備)

○鈴木部会長

それでは再開いたします。事務局から公益委員（案）を読み上げてください。

○鈴木主任賃金指導官

公益委員（案）

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業特定最低賃金

現行最低賃金額 時間額 1,059 円

時間額 引上額 52 円 引上率 4.91% 最低賃金額 1,111 円

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。公益委員（案）について、これから採決に入りたいと思います。

事務局は、委員に用紙を配付してください。各委員は、配布された用紙に御記入してください。

(各委員に用紙を配付)

○鈴木部会長

よろしいですか。それでは事務局は用紙を回収してください。

(用紙を回収し、投票数を確認し、部会長に報告)

○鈴木部会長

それでは、採決の結果を報告してください。

○大口賃金指導官

採決の結果をご報告いたします。

公益委員（案）に賛成は、公益代表委員 2 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 0 名、合計 5 名です。

公益委員（案）に反対は、公益代表委員 0 名、労働者代表委員 0 名、使用者代表委員 3 名、合計 3 名です。以上となります。

○鈴木部会長

ありがとうございます。改めて採決の結果を発表いたします。

公益委員（案）に賛成は、公益代表委員 2 名、労働者代表委員 3 名。

公益委員（案）に反対は、使用者代表委員 3 名となります。

以上の通り賛成多数と認めます。よって公益委員（案）をもって専門部会報告といたします。

引き続き本審への報告書（案）を審議いたしますので、事務局は用意をしてください。

それまで、報告書（案）をお示しするのに少々時間がかかりますので、しばらくお待ちください。

（報告書（案）準備）

○鈴木部会長

それでは再開いたします。事務局から報告書（案）を読み上げてください。

○鈴木主任賃金指導官

はい、読み上げさせていただきます。

（案）

令和 6 年 10 月 9 日

愛知地方最低賃金審議会

会 長 中 山 徳 良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金専門部会

部会長 鈴木 進也

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の

改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に

審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

なお、委員名簿の読み上げは省略させていただきます。

別紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 製鉄業
- (2) 製鋼・製鋼圧延業
- (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）
- (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,111 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 12 月 16 日

以上です。

○鈴木部会長

はい、報告書（案）について何か御質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、（案）を削除し本専門部会運営規定第 8 条に基づき、10 月 16 日開催予定の本審にて愛知地方最低賃金審議会会長へ報告することといたします。

本日は第 3 回目の専門部会でしたが、御熱心かつ丁寧に御審議をいただいた結果、3 回で結審となりました。部会長として厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

次に結審にあたり労働基準部長から御挨拶があります。

○高橋労働基準部長

委員の皆様方におかれましては、業務ご多忙の中熱心に御議論いただきましてどうもありがとうございます。誠にありがとうございます。全会一致には至らなかったところでございますが、本日鉄鋼業の新たな最低賃金額が決定されたところでございます。

先ほど部会長からもお話ございました、来週の水曜日 10 月 16 日に予定されております最低賃金審議会に舞台を移して議論されることとなりますが、事務局としましては審議が円滑に進むよう引き続き努力して参りたいと考えております。皆様誠にありがとうございました。

○鈴木部会長

続きまして議題「(2) その他」です。各委員の皆様何かよろしいでしょうか。

○岡安委員

よろしいでしょうか。本来であれば公益（案）をいただいた時点でお伺いすべきだったのですが、公益（案）を出していただいた、どうしてこの金額になったのかの御説明を一言いただきたいと思います。

○鈴木部会長

なるほど。そうしましたら私のほうから簡単ですが説明させていただきます。

この専門部会で労使双方からそれぞれ御意見をいただきました。春闘の結果、それから鉄鋼業における現在の業況、それから他府県の状況、そういったものをいろいろ勘案しまして最終的に52円という金額を設定させていただきました。

特に地賃の引上率、そのあたりを参考にしまして現下の物価上昇等を考えますと52円の賃上げが適正ではないかなということから52円の公益（案）を示させていただきました。よろしいでしょうか。

○岡安委員

ありがとうございました。

○鈴木部会長

その他ございませんでしょうか。

（ 特になし ）

○鈴木部会長

それでは事務局から何か連絡があればお願いいたします。

○鈴木主任賃金指導官

特にございません。

○鈴木部会長

それでは、これで本日の審議を終了いたします。皆様ありがとうございました。

(令和6年10月9日) 愛知地方最低賃金審議会 第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業専門部会 議事録